

○大府市いじめの防止等に関する条例

平成30年3月27日大府市条例第2号

大府市いじめの防止等に関する条例

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為です。しかしながら、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る身近な問題でもあることから、将来にわたっていじめを防止し、本市の未来を担う子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることが必要です。

本市では、「健康都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、教育においては、「心身ともに健康で知恵と愛をもつ児童生徒の育成」を目指し、様々な施策を推進してきました。特に、子どもの心が健康で豊かなものとなるよう、大府市幼保児小中連携教育の指針「きらきら」を作成し、命の大切さや思いやり、認め合うことの重要性を伝えることで、子どもの健やかな成長を支援してきました。

いじめのない社会で安心して暮らしていくためには、行政、学校、保護者、地域住民などの様々な主体が相互に連携し、それぞれの役割を適切に果たしていく必要があります。ここに、いじめは絶対に許されないという強い決意の下、本市の全ての子どもが笑顔で健やかに成長することのできる「いじめをしない、させない、見逃さないまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校、保護者、地域住民等の責務等を明らかにし、その他必要な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となつ

た子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校 大府市立学校設置条例（昭和45年大府市条例第53号）第2条に規定する学校をいう。

(3) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(5) 地域住民 市内に在住し、在勤し、及び在学する者並びに自治会、コミュニティその他の市内の団体並びに市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) いじめが子どもの成長に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすること。

(2) 全ての子どもがいじめを行わず、いじめが行われていることを知りながらこれを放置せず、及びいじめの解決に向けて主体的に行動することができるよう、いじめの問題に関する理解を深めること。

(3) いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、地域住民その他の関係者が連携し、正確な情報を共有した上で、いじめの問題を組織的に克服することを目指すこと。

（市の責務）

第4条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

（教育委員会の責務）

第5条 教育委員会は、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第6条 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

2 学校及び学校の教職員は、子どもの相談及び訴えに正面から向き合い、当該学校に在

籍する子ども及び保護者が安心して相談できる環境を整えなければならない。

（保護者の責務等）

第7条 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他人を思いやる心を育てるよう努めなければならない。

2 保護者は、市、教育委員会及び学校が実施するいじめの防止等のための取組に協力するよう努めるものとする。

（地域住民の役割）

第8条 地域住民は、地域において子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、市、教育委員会及び学校が実施するいじめの防止等のための取組に協力するよう努めるものとする。

（子どもの役割）

第9条 子どもは、互いに思いやり、ともに支え合いながら、いじめのない生活を送ることができるよう努めるものとする。

（大府市いじめ防止基本方針）

第10条 市は、法第12条に規定する基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

（2） いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

（3） その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、いじめに関する状況の変化を把握し、市いじめ防止基本方針が当該状況の変化に適切に対応できるものであるかを検証し、必要があると認めるときは、市いじめ防止基本方針を変更するものとする。

4 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）

第11条 学校は、市いじめ防止基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じ、法第13条に規定する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、学校いじめ防止基本方針について準用する。

(大府市いじめ問題対策連絡協議会)

第12条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、大府市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項

(2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(大府市いじめ問題対策委員会)

第13条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、大府市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための取組に関する事項

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合における調査に関する事項

3 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(大府市いじめ問題再調査委員会)

第14条 市長は、法第30条第2項の規定による調査を行うため、大府市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

2 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、市長に答申するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。